

小金井市下水道使用料審議会

第 2 回審議会資料

平成 28 年 12 月 19 日

東 京 都 小 金 井 市



## 目 次

1.	下水道使用料対象経費について	1
1.1.	下水道使用料対象経費について	1
1.2.	繰出基準について	4
2.	自治体の下水道使用料	6
2.1.	下水道使用料の基本原則	6
2.2.	小金井市の下水道使用料体系	7
2.3.	周辺自治体の下水道使用料体系	8
2.4.	周辺自治体の使用料改定実績	11
3.	水量区分別の使用件数、使用水量実績	12
4.	下水道計画の整理	14
4.1.	下水道関連計画	14
5.	財政シミュレーション算定方針について	15
5.1.	シミュレーション期間	15
5.2.	建設改良費の予測	15
5.3.	人口の予測	16
5.4.	汚水量・有収水量の予測	16
5.5.	使用料収入の予測	16
6.	審議会スケジュール	17

# 1. 下水道使用料対象経費について

## 1.1. 下水道使用料対象経費について

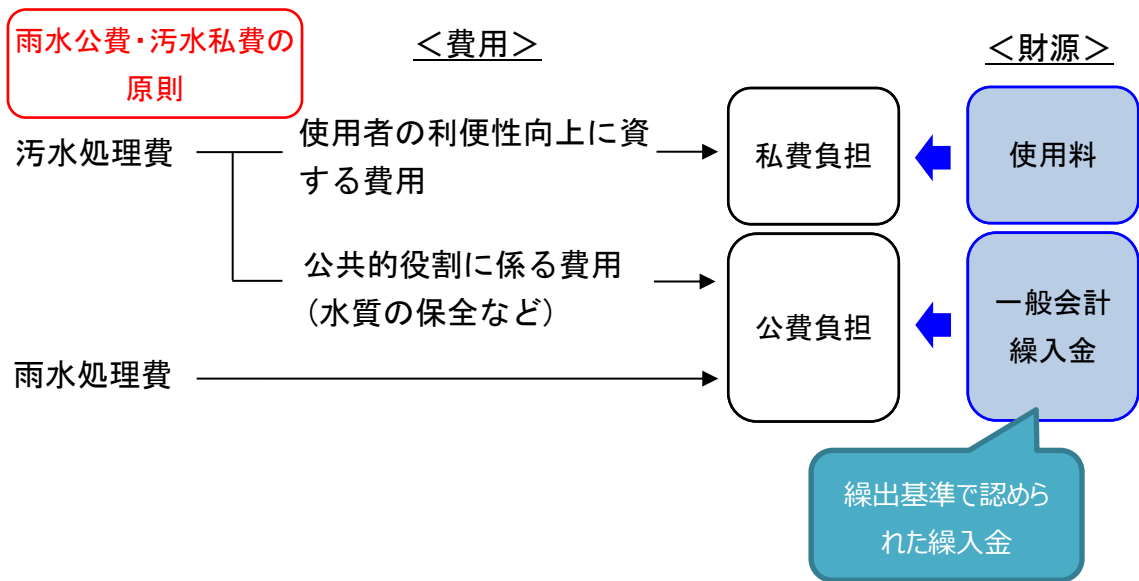
下水道事業における費用負担の考え方は、第1次～第5次にわたる「下水道財政研究委員会」の提言（昭和36年3月～昭和60年7月）が基になっており、下記のような趣旨となっています。

■ 下水道事業の費用負担の基本的な考え方は「雨水公費・汚水私費」の原則である。

- ・ 雨水処理⇒雨水の排除は、その利益が広く一般市民に及ぶことから公費負担
- ・ 汚水処理⇒下水道を使用する個人が特別に利益を受ける処理に要する費用は原則として私費負担

■ ただし、汚水処理においても、水環境の改善や公共用水域の水質保全などの一部で公共的な役割を有していることから、一部は公費負担とする。

### 【下水道事業の費用負担の基本的な考え方】



現在の下水道事業の財源を整理したものを、下図のとおりに示します。

建設改良費は、下水道施設の建設や、改良のための費用を言い、その財源は、国や都からの補助金の他、起債や、受益者負担金などにより支払われています。

また、汚水処理に要する維持管理費と資本費のうち、繰出基準に定められた経費を控除した経費が、使用料収入により賄う経費とされています。

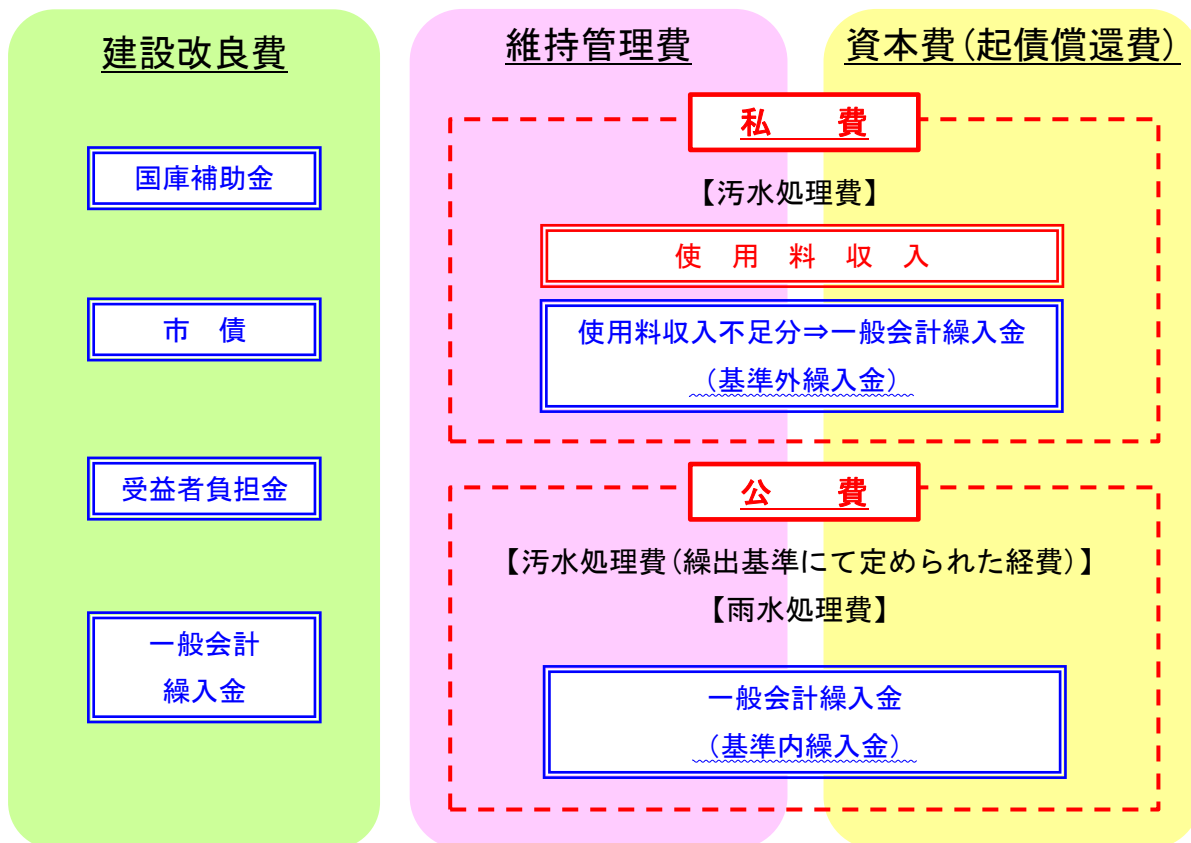


図 1-1 下水道事業費と財源

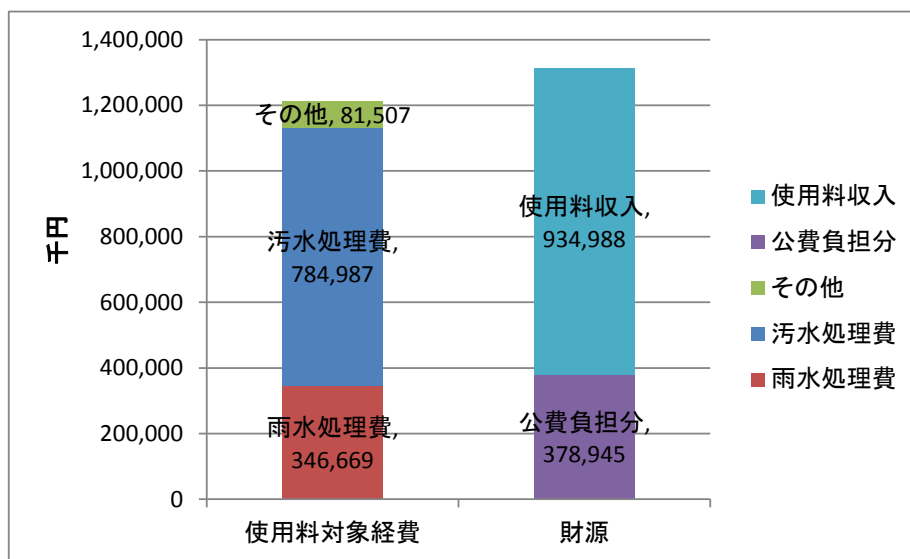


図 1-2 使用料対象経費と財源 (H27)

維持管理費には主に次のような費用が含まれます。

- ① 職員給与費
- ② 修繕費
- ③ 材料費
- ④ 路面復旧費
- ⑤ 使用料徴収委託料
- ⑥ 流域下水道維持管理負担金
- ⑦ 点検・調査費（管渠）

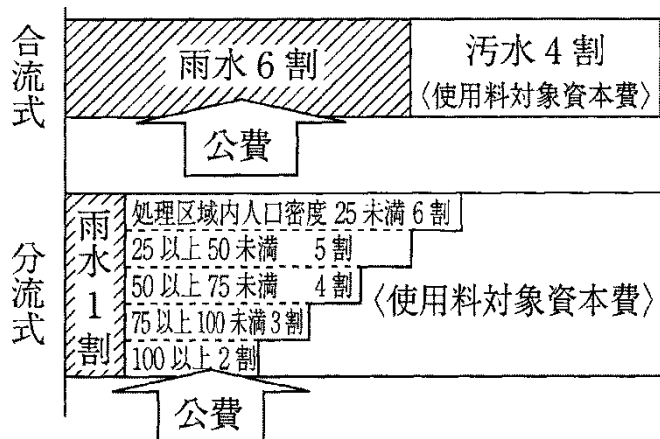
資本費（起債償還費）には主に次のような費用が含まれます。

- ① 施設建設時の起債（借金）の償還（返済）
- ② 地方債取扱諸費

### 【資本費（元利償還金）に対する財政措置】

合流式下水道では汚水と雨水を同一の管路で処理することから、両方の機能を有します。このような合流式下水道の場合は、資本費の6割を雨水分として、分流式下水道の整備による事業については資本費の1割を雨水分として財政措置が講じられています。

また、分流式下水道においては、処理区域の人口密度に応じて、公費負担とする割合が定められています。（閑散地の方が手厚い財政措置。）



## 1.2. 繰出基準について

総務省では、毎年度副大臣による通知として、「地方公営企業に係る繰出基準（総務省副大臣通知）」を策定し、費用負担の考え方を明らかにしています。

平成27年度の繰出基準では、下記の事項についての一般会計からの繰出が認められていますが、これらは「雨水公費・汚水私費」の原則に基づくものや、汚水分の中でも公共的役割に係るもの、初期投資が大きく、資本費の負担が大きい下水道事業の特性を考慮し、使用料が過度に高額にならないような配慮により、設定が行われています。

### 【繰出基準】（※赤文字は小金井市下水道事業で該当する経費）

- ①雨水処理に要する経費
- ②分流式下水道等に要する経費
- ③流域下水道の建設に要する経費
- ④下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
- ⑤水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- ⑥不明水の処理に要する経費
- ⑦高度処理に要する経費
- ⑧高資本費対策に要する経費
- ⑨広域化・共同化の推進に要する経費
- ⑩地方公営企業法の適用に要する経費
- ⑪小規模集合排水処理整備事業に要する経費
- ⑫個別排水処理施設整備事業に要する経費
- ⑬下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費
- ⑭その他（下水道普及特別対策、緊急下水道整備特定事業、特例措置分）

### 【用語】

不明水：雨天時にマンホール蓋の穴や隙間から浸入する雨天時浸入水や、管渠のひび割れなどから浸入する地下水などのこと。

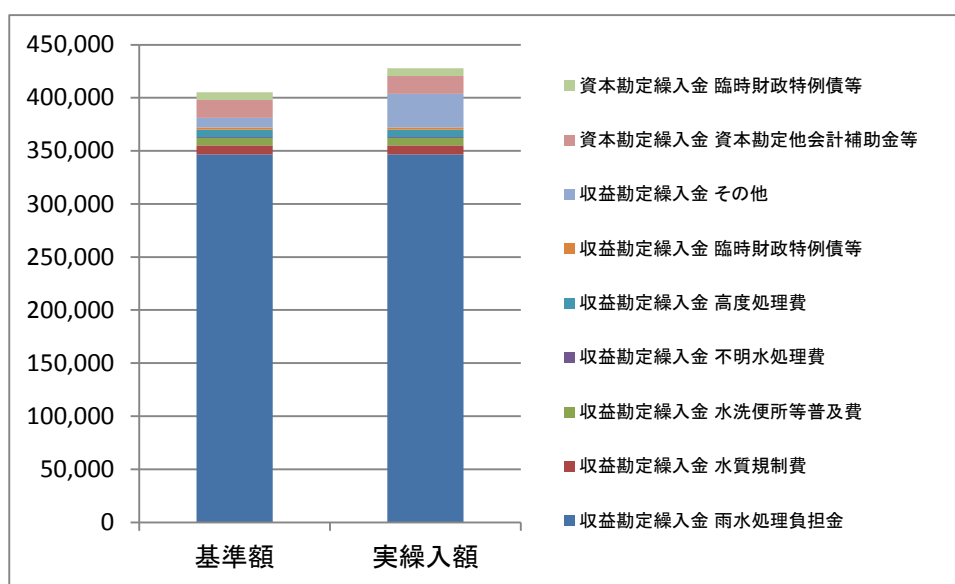
高度処理：窒素やリンといった富栄養化の原因物質等を多量かつ確実に除去できる高度な処理方法。  
富栄養化により発生する赤潮被害を防ぐ目的で、湾や湖沼など、水の入れ替わりが少ない閉鎖性水域に処理水が流下する地域において採用されている。

平成 27 年度において、繰出基準に基づく基準額（公費負担分）の内訳は下記のとおり  
 となっています。

表 1-1 繰出基準額（公費負担分）の内訳

単位:千円

項目		基準額	実績入額	基準外
収益勘定繰入金	雨水処理負担金	346,669	346,669	0
	水質規制費	8,384	8,384	0
	水洗便所等普及費	7,100	7,100	0
	不明水処理費	924	924	0
	高度処理費	6,997	6,997	0
	臨時財政特例債等	2,046	2,046	0
	その他	8,871	31,527	22,656
資本勘定繰入金	資本勘定他会計補助金等	16,971	16,971	0
	臨時財政特例債等	7,220	7,220	0
合計		405,182	427,838	22,656



出典：H27 決算統計

図 1-3 繰出基準額（公費負担分）の内訳



## 2. 自治体の下水道使用料

### 2.1. 下水道使用料の基本原則

下水道使用料は下水道法に基づき、次の基本原則に則って定められます。

下水道の使用料については、各地方公共団  
体で独自に設定することとされています。

#### (下水道法)

**第二十条** 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

**2** 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

使用料を設定する際には、各地方公共団体の排水需要の実態、  
下水道事業の実情等を十分に勘案して設定することとされて  
います。

東京都 23 区の料金は東京都下水道局により、その他の市町村は自治体で独自に料金体系を設定しています。

## 2.2. 小金井市の下水道使用料体系

現在の小金井市の下水道使用料体系は、平成12年4月1日から適用されており、約16年間改定されてきませんでした。

基本使用料は月350円としており、使用水量が10m<sup>3</sup>/月以下の場合は、一律月350円支払っていただいております、それを超過した分については、下表のとおり、超過水量に水量区分別の単価を乗じて下水道使用料を算出しています。

表 2-1 小金井市の下水道料金体系

税抜き			小金井市
1ヶ月の料金			
基本使用料	0 ~	10 m <sup>3</sup>	350円
超過料金 (1m <sup>3</sup> 当たり)	11 ~	20 m <sup>3</sup>	70円
	21 ~	50 m <sup>3</sup>	105円
	51 ~	100 m <sup>3</sup>	135円
	101 ~	200 m <sup>3</sup>	170円
	201 ~	500 m <sup>3</sup>	210円
	501 ~	1,000 m <sup>3</sup>	250円
	1,001 ~	m <sup>3</sup>	290円
井戸汚水(家事用)	1世帯当たり		700円
公衆浴場汚水	1m <sup>3</sup> 当たり		13円

※平成12年4月1日から適用

超過料金は累進性（使用水量（＝排水量<sup>※</sup>）の増加に応じて使用料単価が高くなる料金体系）を採用しています。

これは、大量排水によって大きくする必要のある下水道管渠や下水処理施設の費用負担分を、大量排水者に賦課する意味合いがあります。また、これにより節水などの需要抑制のインセンティブが働くことから、一般的には、資源問題、環境問題等の解決に寄与するといわれています。

※下水道の使用水量は、水道水がそのまま汚水として排出されるという考え方から、東京都水道局が2ヶ月ごとに検針した水道量水器の使用水量を小金井市の下水道排水量として算定しています。また水道水以外の水（井戸水や雨水貯留水など）を汚水として排出される方は、市の認定した排水量でのお支払となるため、市にお申し込みいただいております。

### 2.3. 周辺自治体の下水道使用料体系

小金井市周辺の自治体及び、23区の下水道料金体系での従量単価を比較した図表を下記に示します。

周辺自治体はいずれも累進制の料金体系となっており、小金井市は概ね平均的な料金設定となっています。

累進度は、従量単価の最小のものに対する最大値の倍率のことで、累進度が大きいほど、排水量の大小による単価差が大きいことを表します。

表 2-2 周辺自治体の料金体系（従量単価）の比較（平成 28 年 11 月末時点）

項目／市名	小金井市	23区	三鷹市	武蔵野市	西東京市	調布市	国分寺市	府中市	小平市	
基本使用料(円) (基本水量)	350 (10m <sup>3</sup> /月)	560 (8m <sup>3</sup> /月)	400 (8m <sup>3</sup> /月)	470 (8m <sup>3</sup> /月)	410 (8m <sup>3</sup> /月)	350 (10m <sup>3</sup> /月)	545 (10m <sup>3</sup> /月)	266 (10m <sup>3</sup> /月)	455 (10m <sup>3</sup> /月)	
従量単価 (円/m <sup>3</sup> )	8	110	62	50	88	81	100	56	105	
	10									
	20	70	140	86	60	126	98	115	76	125
	30	105	170	97	70	157	125	170	95	155
	50	135	200	126	80	189	144	200	116	175
	100	170	230	144	95	239	172	240	141	210
	200	210	270	204	110	283	201	280	166	250
	500	250	310	245	135	306	227	330	192	285
	1,000	290	345	283	190	328	227	330	192	285
	2,000			308						
5,000										
累進度	4.1	3.1	5.0	3.8	3.7	2.8	3.3	3.4	2.7	

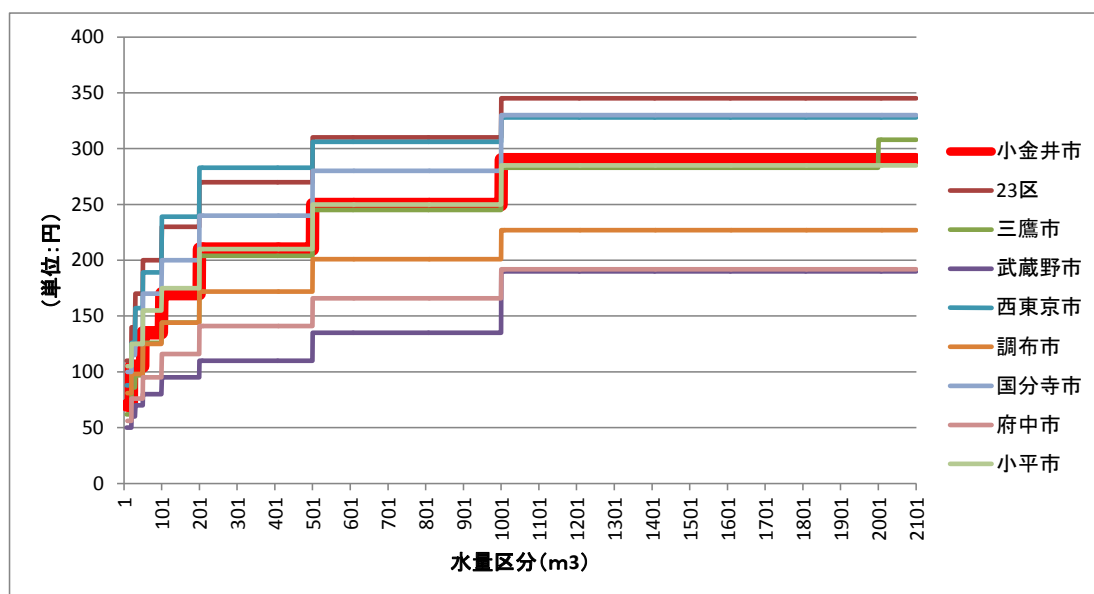


図 2-1 周辺自治体の料金体系（従量単価）の比較

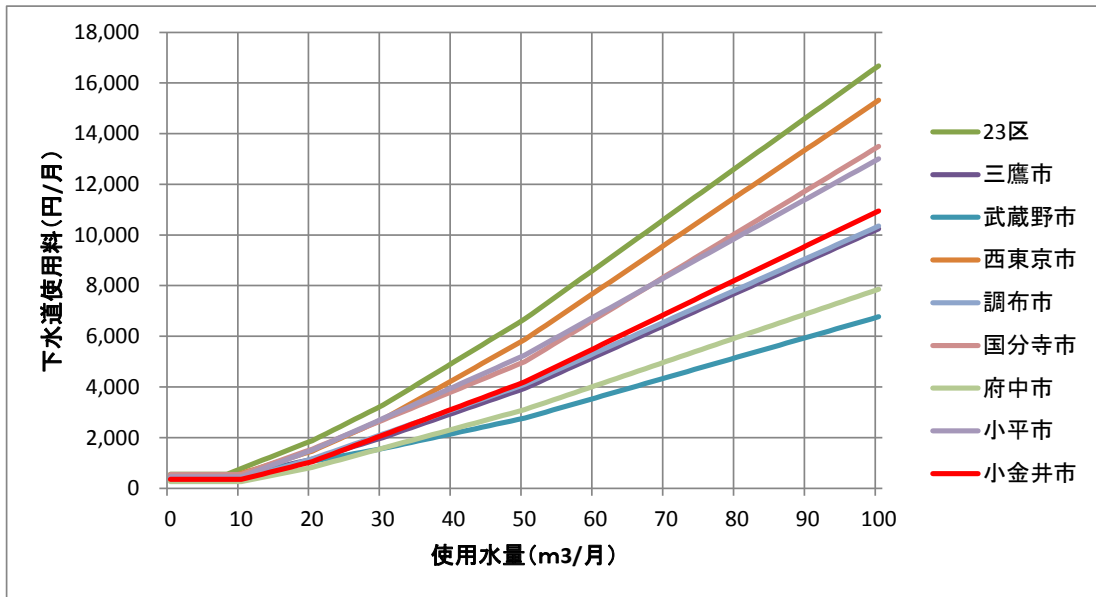


図 2-2 使用水量と下水道使用料（負担額）の推移の比較（税抜）

一般家庭が1か月あたりに使用する平均的な水量（20m<sup>3</sup>/月）における下水道使用料は、小金井市の基本使用料の設定が周辺自治体と比較して低いため、周辺自治体の中では府中市に次いで下から2番目の低さとなっています。

表 2-3 周辺自治体の一般家庭用 20m<sup>3</sup>/月の使用料

	小金井市	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小平市	国分寺市	西東京市	23区
一般家庭用 20m <sup>3</sup> /月(円)	1,134	1,155	1,235	892	1,252	1,625	1,668	1,583	2,030
現行使用料 施行年月日	H.12. 4. 1	H.28. 4. 1	H.26. 4. 1	H.17. 7. 1	H.12. 4. 1	H.14. 4. 1	H.16. 1. 1	H.23.10. 1	H.10. 6. 1

※使用料は消費税込

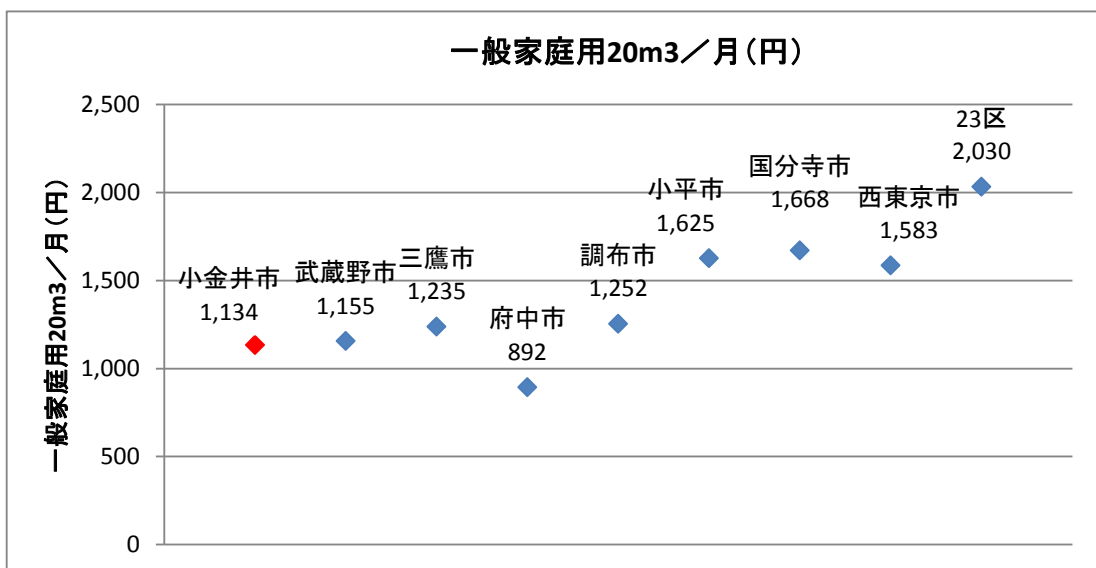


図 2-3 周辺自治体の一般家庭用 20m<sup>3</sup>/月の使用料

全国の公共下水道事業と比較すると、小金井市及び周辺自治体の下水道料金は低い水準であるといえます。

表 2-4 規模別一般家庭用下水道使用料 (20m<sup>3</sup>/月) の状況

下水道使用料	現在処理区域内人口								公共 合計	構成 比率
	都道府 県及び 指定都 市	30万人 以上	10万人 以上 30万人 未満	5万人 以上 10万人 未満	3万人 以上 5万人 未満	1万人 以上 3万人 未満	1万人 未満	排水区 域のみ の団体		
600円未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
600円以上800円未満	-	-	1	-	-	-	-	-	1	0.1%
800円以上1,000円未満	-	-	1	-	-	-	-	-	1	0.1%
1,000円以上1,200円未満	-	-	3	3	-	2	4	-	12	1.0%
1,200円以上1,400円未満	2	3	7	5	1	5	5	-	28	2.4%
1,400円以上1,600円未満	1	3	8	5	7	5	4	-	33	2.8%
1,600円以上1,800円未満	1	2	13	11	10	22	5	-	64	5.5%
1,800円以上2,000円未満	5	4	18	13	12	22	4	-	78	6.7%
2,000円以上2,200円未満	3	5	20	19	7	14	15	-	83	7.1%
2,200円以上2,400円未満	2	6	12	21	10	23	21	-	95	8.1%
2,400円以上2,600円未満	3	4	11	25	13	34	38	1	129	11.0%
2,600円以上2,800円未満	1	-	7	12	15	41	33	-	109	9.3%
2,800円以上3,000円未満	3	4	8	13	7	29	36	1	101	8.6%
3,000円以上3,200円未満	-	-	13	11	19	36	46	1	126	10.8%
3,200円以上3,400円未満	-	3	4	10	10	48	33	-	108	9.2%
3,400円以上	-	1	5	14	11	73	99	1	204	17.4%
平均使用料	2,162	2,260	2,243	2,479	2,592	2,847	3,040	3,039	2,729	

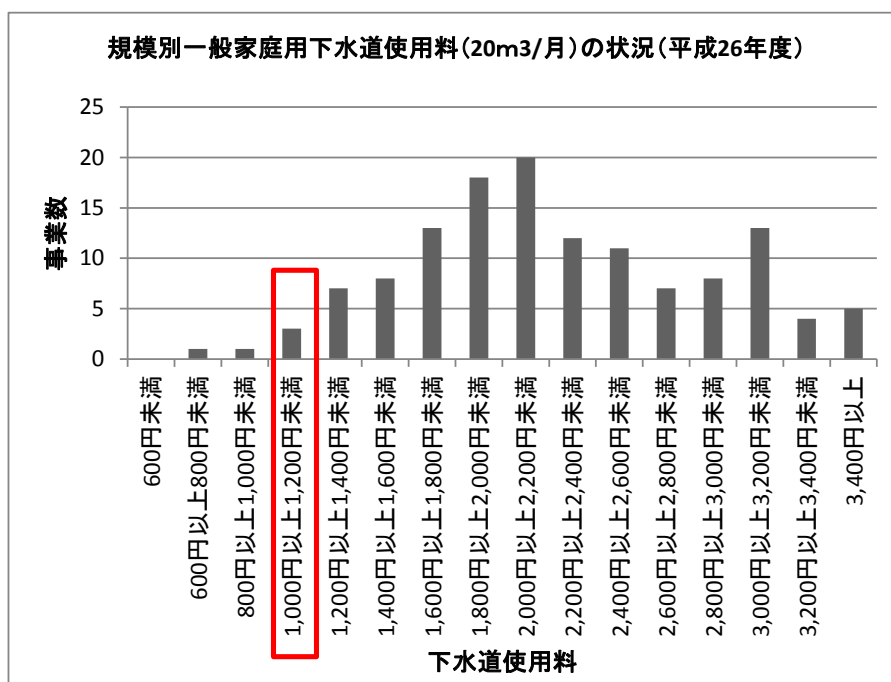


図 2-4 規模別一般家庭用下水道使用料 (20m<sup>3</sup>/月) の状況 (平成 26 年度)

#### 2.4. 周辺自治体の使用料改定実績

近年では、三鷹市が平成 26 年 4 月 1 日に、武蔵野市が平成 28 年 4 月 1 日に下水道使用料の改定を実施しています。

[資料 2]参照

### 3. 水量区分別の使用件数、使用水量実績

小金井市の水量区分別の使用件数をみると、10m<sup>3</sup>/月以下が最も多く、全体の約5割となっており、次いで11~20 m<sup>3</sup>/月、21~100m<sup>3</sup>/月が多いことが分かります。また、使用水量を見ると20m<sup>3</sup>/月以下の使用者と21~100m<sup>3</sup>/月の使用者の使用水量が概ね同程度となっており、2つの区分で使用水量の約90%となっており、大規模使用者の使用水量比率は比較的小さい状況となっています。

表 3-1 水量区分別の使用件数、使用水量実績 (H27 実績)

水量区分(毎月)	件数(件/年)	使用水量(m <sup>3</sup> /年)	平均(m <sup>3</sup> /件)
10m <sup>3</sup> 以下	374,792	47.7%	2,003,326
11~20m <sup>3</sup>	227,175	28.9%	3,531,775
21~100m <sup>3</sup>	180,372	23.0%	5,428,090
101~200m <sup>3</sup>	1,267	0.2%	180,861
201~500m <sup>3</sup>	873	0.1%	280,903
501~1000m <sup>3</sup>	351	0.0%	248,483
1001~5000m <sup>3</sup>	175	0.0%	517,696
5001~10000m <sup>3</sup>	22	0.0%	138,225
10001m <sup>3</sup> 以上	3	0.0%	36,029
合計	785,030		12,365,388

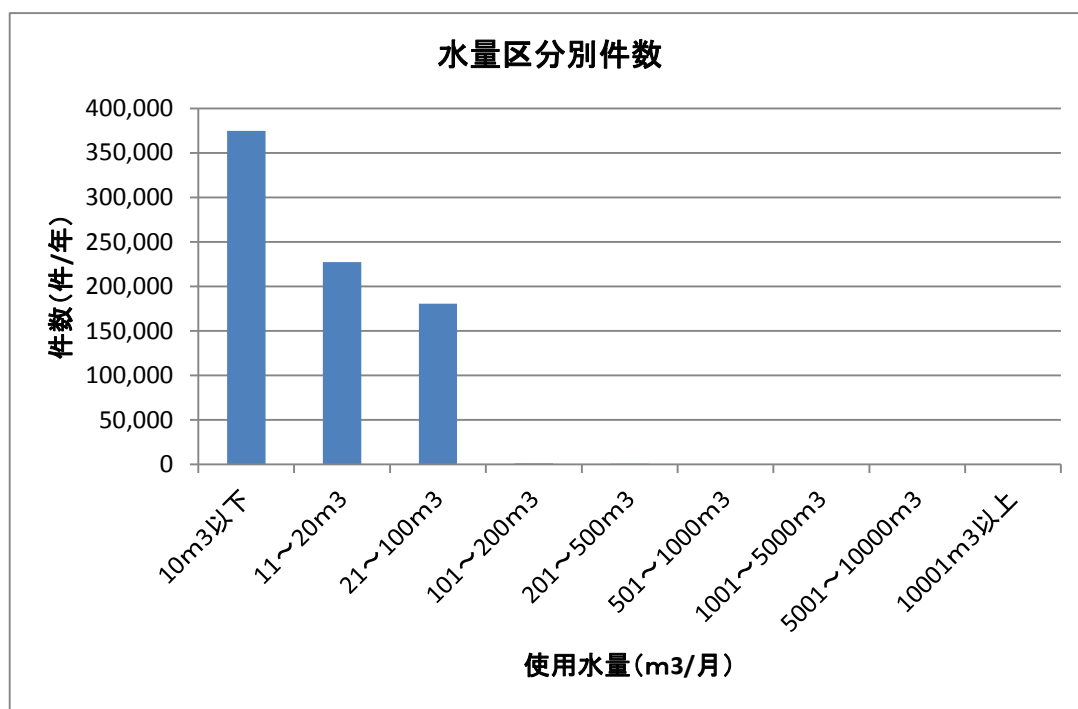


図 3-1 水量区分別件数

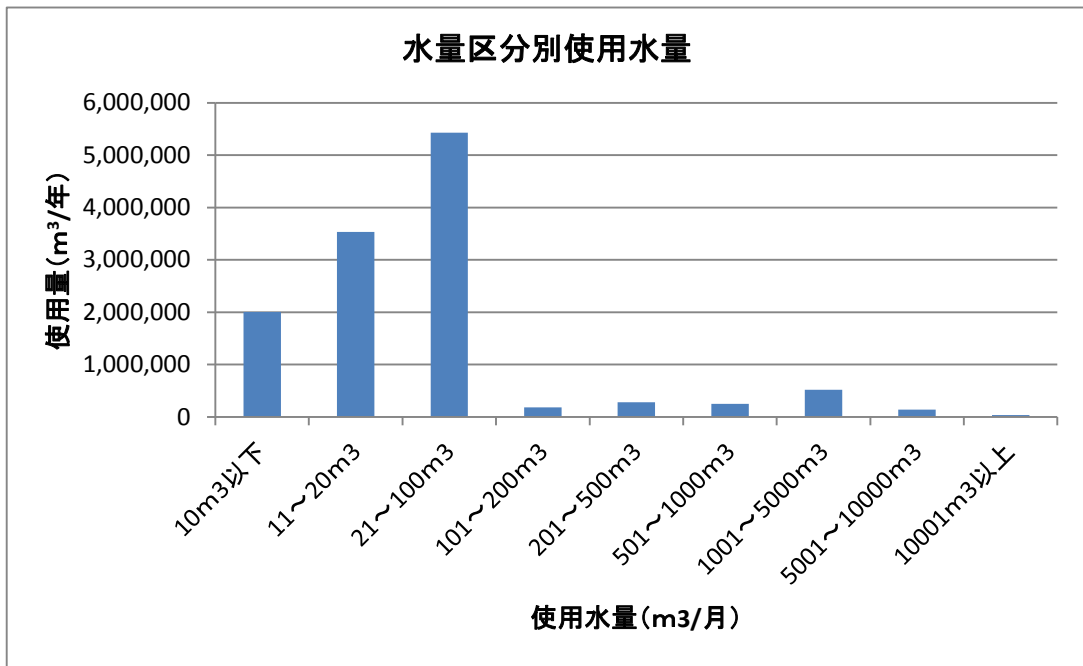


图 3-2 水量区分别使用水量



## 4. 下水道計画の整理

### 4.1. 下水道関連計画

小金井市下水道事業では、下記の計画が策定されており、今後はこれらの計画に基づき下水道施設の改築等を行う予定です。

表 4-1 下水道関連計画

計画名称等	概要
<b>小金井市公共下水道プラン</b> 平成 22 年度策定 計画目標年：平成 42 年度	市の総合計画等の関連計画を勘案したうえで、汚水処理の普及、耐震化、改築更新、維持管理、経営など種々の施策の中で今後取り組んでいく施策や目標、基本理念や基本方針を取りまとめています。
<b>下水道事業計画</b> 平成 27 年度策定 計画目標年：平成 32 年度	下水道事業計画は下水道全体計画に沿った今後 5～7 年間の下水道整備方針を示した計画です。
<b>下水道総合地震対策計画</b> 平成 25 年度策定 計画目標年：平成 30 年度	下水道施設の耐震化計画です。第一期計画は平成 20 年度に策定されており、マンホールと管渠が地震時に脱落しないよう、管口の可とう化やマンホールトイレの設置など、下水道施設の耐震化を実施しています。 ※概略スケジュールは平成 46 年度まで作成されている。
<b>下水道長寿命化基本計画</b> 平成 27 年度策定 計画目標年：平成 51 年度	下水道施設の長寿命化（改築）計画の基本計画です。小金井市全域の下水道施設を対象として概ね 25 か年の概略スケジュールを策定しました。
<b>小金井市 公共施設等総合管理計画 （現在策定中）</b>	少子高齢化、厳しい財政状況を踏まえつつ、公共施設等の老朽化対策や最適な配置の見直し等を計画的に進めるための基本方針を定めている。計画期間は平成 29～63 年度としている。
<b>下水道経営戦略 （今後策定）</b>	総務省から平成 32 年度までに全国すべての団体に対し、10 か年以上の経営戦略（投資・財政計画）を策定することが要請されています。
<b>（参考） 合流式下水道改善計画</b> 平成 21 年度策定 計画目標年：平成 25 年度	雨天時に放流される未処理汚水の水質改善を目的に、雨水吐き室にスクリーン等の設置を行いました。 合流式下水道改善施設の整備は完了しています。

## 5. 財政シミュレーション算定方針について

今後の改築等の予定をふまえ、今後の財政状況に問題がないか、財政シミュレーションを行い、確認します。

財政シミュレーションの算定方針を以下に示します。

### 5.1. シミュレーション期間

前述の下水道関連計画として、下水道長寿命化計画が平成 51 年度まで概略スケジュールが策定されていることをふまえ、30 年間の財政シミュレーションを実施します。

財政シミュレーション期間（平成 29～58 年度（30 年間））

### 5.2. 建設改良費の予測

前述の下水道総合地震対策計画及び、下水道長寿命化計画で示されている事業費を計上します。

その他に、普及率 100%達成後も、宅地造成により毎年数千万円の下水道整備事業費が発生していることから、毎年数千万円程度の建設事業費を見込むものとします。

下記の下水道事業費を見込む。

- ・地震対策費用
- ・長寿命化費用
- ・新規整備（宅地造成分、雨水浸透柵）
- ・委託料
- ・流域下水道建設負担金

※H27 建設改良費：218 百万円

### 5.3. 人口の予測

市総合計画及び、国が出している人口予測結果を基に設定します。

市総合計画及び、国予測値を基に設定。

※H27 行政人口 118,346 人（うち処理区域内人口 118,346 人）

### 5.4. 汚水量・有収水量の予測

下水道計画及び将来人口の予測結果に、汚水量原単位及び有収水量原単位を乗じて算出します。

人口予測結果に原単位を乗じて算出。

※H27 処理水量：18,505 千 $m^3$ /年（うち、汚水処理水量：12,390 千 $m^3$ /年）

※H27 有収水量：12,365 千 $m^3$ /年

### 5.5. 使用料収入の予測

使用料収入は、有収水量に使用料単価を乗じて算出します。

有収水量は、下水道計画及び将来の水洗化人口予測値に有収水量原単位を乗じて算出します。

有収水量に使用料単価を乗じて算出。

※H27 下水道使用料 1,010 百万円

（有収水量当たり使用料単価：81.7 円/ $m^3$ ）

※使用料単価も過年度の推移に応じて増減している場合は、単価の推計も行う。

## 6. 審議会スケジュール

表 6-1 審議会スケジュール

	年	月日	概要
第1回	H28	11月22日	審議会立ち上げ、現状分析
第2回		12月19日(月) 15:00~16:30	長期財政計画、算定方針
第3回	H29	2月14日 15:00~	長期財政計画、算定方針
第4回		3月21日 13:30~	将来方針の検討(素案レベル)
第5回		5月	将来方針の検討
第6回		7月	将来方針の検討(最終方針)
第7回		9月上旬	答申等のとりまとめ

### 第3回審議会資料内容(案)

- ① 将来下水道事業費の予測
- ② 将来使用料収入の予測
- ③ 現行料金体系の場合の将来収支予測

## 武蔵野市の下水道料金改定事例

(料金は税抜)

現行、改定後及び23区、近隣A市、B市の使用料との比較								改定後の使用料例			
項目	使用料 ( $m^3$ )	武蔵野市			近隣A	近隣B	23区	1人世帯 $8m^3$	2人世帯 $17m^3$	3人世帯 $22m^3$	4人世帯 $27m^3$
		現行	改定後	増加額							
基本料金 (月)	基本水量 ( $8m^3$ )	450円	470円	20円	400円	410円	560円	470円	470円	470円	470円
従量 使用料 ( $/m^3$ )	9~20	50円	50円	0円	62円	88円	110円		$50円 \times 9m^3 = 450円$	$50円 \times 12m^3 = 600円$	$50円 \times 12m^3 = 600円$
	21~30	60円	60円	0円	86円	126円	140円			$60円 \times 2m^3 = 120円$	$60円 \times 7m^3 = 420円$
	31~50	65円	70円	5円	97円	157円	170円				
	51~100	75円	80円	5円	126円	189円	200円				
	101~200	90円	95円	5円	144円	239円	230円				
	201~500	105円	110円	5円	204円	283円	270円				
	501~1000	130円	135円	5円	245円	306円	310円				
	1001~	180円	190円	10円	283円	328円	345円				
								※世帯ごとの使用量は、平均使用水量です。			
改定後の使用料合計								470円	920円	1,190円	1,490円
現行使用料								450円	900円	1,170円	1,470円
増加額								+20円	+20円	+20円	+20円

安全・安心・清潔な  
暮らしを守るために

# 下水道使用料を改定します

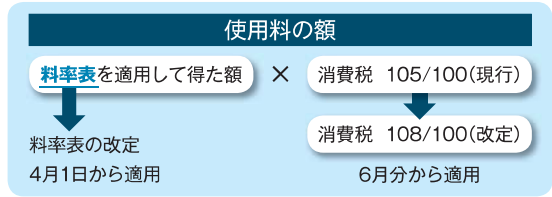
## 4月と6月の2回に分けて適用



☎水再生課☎内線2871

市では、下水道事業を維持していくため、14年ぶりに下水道使用料を改定します。4月1日から使用料の料率表を改定し、6月分から消費税率の改正に伴い使用料の算定式を改めます。

今回の改定に当たっては、公募市民を含む「三鷹市使用料等審議会」で検討を重ねてきました。今後も、計画的かつ効率的な事業運営と健全な下水道経営による下水道サービスの充実に努めますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。



### 改定内容

#### ◆料率表の改定(4月1日から適用)

##### ●基本水量を10㎡/月から8㎡/月に引き下げます(基本使用料は据え置き)

使用実態や他市の状況などを勘案し、1人世帯の平均使用水量である8㎡/月を基本水量とします。ただし、基本使用料は1人暮らしの高齢者などに配慮し、据え置きます。

##### ●従量単価を一部改定し、排水量区分を9段階から10段階に増やします(※)

1カ月当たりの排水量100㎡までの従量単価を9~22円引き上げます。また、20㎡を超え50㎡以下の排水量区分を20㎡を超え30㎡以下と30㎡を超え50㎡以下の2つに分割し、段階的に単価を上げることで、この区分の単価の上げ幅を抑制します。

##### ◆消費税率の改正に伴う使用料算定式の変更(6月分から適用)

下水道使用料は消費税の対象であるため、使用料の算定は、改定後の料率表を適用して得た額に100分の108(消費税率8%)を乗じた額とします。

#### (※)従量単価と排水量区分の見直しについて

これまでの使用料体系の見直しを踏まえ、以下の点に配慮し、収益構造の改善と公平負担の観点から見直しました。

##### ・収益構造改善の必要性

使用料収入の約44%は、1カ月当たりの排水量が50㎡を超える少数の使用料者が負担しています。近年、50㎡を超える使用者が減少しており、中でも1,000㎡を超える使用者が減ったことが、使用料の減収につながっています。

##### ・負担バランス改善の必要性

平成24年度の使用料収入は下水排水量1㎡当たり83円ですが、下水処理にかかった費用は1㎡当たり92.5円で、原価割れを起こしています。これまでの使用料体系では、1㎡当たりの使用料収入が処理費用を超えているのは、下水排水量が4㎡までと109㎡以上の場合です。これに該当する方は全体の約2割で、一部の方が原価割れをしている経費を補てんしている状況です。

#### ●料率表の改定内容

汚水の種別	排水量	現行	改定後	差額
一般汚水	8㎡以下の分まで	基本使用料 400円	基本使用料 400円	0円
	8㎡を超え10㎡以下の分		1㎡につき 62円	18円
	10㎡を超え20㎡以下の分	1㎡につき 44円	1㎡につき 62円	18円
	20㎡を超え30㎡以下の分	1㎡につき 77円	1㎡につき 86円	9円
	30㎡を超え50㎡以下の分		1㎡につき 97円	20円
	50㎡を超え100㎡以下の分	1㎡につき 104円	1㎡につき 126円	22円
	100㎡を超え200㎡以下の分	1㎡につき 144円	1㎡につき 144円	0円
	200㎡を超え500㎡以下の分	1㎡につき 204円	1㎡につき 204円	0円
	500㎡を超え1,000㎡以下の分	1㎡につき 245円	1㎡につき 245円	0円
	1,000㎡を超え2,000㎡以下の分	1㎡につき 283円	1㎡につき 283円	0円
浴場汚水	2,000㎡を超える分	1㎡につき 308円	1㎡につき 308円	0円
	10㎡以下の分	基本使用料 106円	基本使用料 106円	0円
10㎡を超える分	1㎡につき 11円	1㎡につき 11円	0円	

### 改定理由

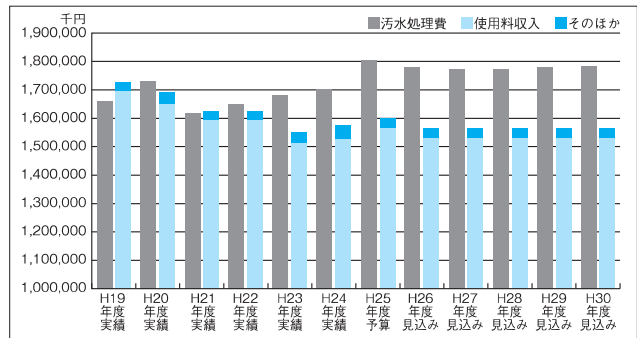
#### ◆使用料収入の減少などによる歳入の不足

下水道の汚水処理に係る経費は使用料で賄うことが原則ですが(独立採算制)、約17億円で推移してきた使用料収入は、平成21年度から減少傾向にあり、近年は15億円程度まで減少しています。また22年度からは、使用料収入の減少や公債費などの増加に伴い必要経費が増えていることから歳入不足が発生し、23・24年度は約1.3億円/年度の不足額となっています。こうした不足額は、一般会計(市税など)からの繰入金で充当しています。

#### ◆老朽化する施設への対応などによる経費の増加見込み

昭和48年度に下水道整備100%を達成した市の下水道は更新時期を迎えており、施設の改築や更新など老朽化対策のため、経費の増加が見込まれます。また、近年は都市型水害対策や施設の耐震化などに新たな経費が必要となっています。

#### 【従来の使用料体系の場合における収支の見直し】



#### ●排水量別料金比較(一般汚水)

(1カ月当たり、消費税抜き)

排水量	現行	改定後	差額
10㎡	400円	524円	124円
20㎡	840円	1,144円	304円
30㎡	1,610円	2,004円	394円
50㎡	3,150円	3,944円	794円
100㎡	8,350円	10,244円	1,894円
200㎡	22,750円	24,644円	1,894円
500㎡	83,950円	85,844円	1,894円
1,000㎡	206,450円	208,344円	1,894円
2,000㎡	489,450円	491,344円	1,894円
5,000㎡	1,413,450円	1,415,344円	1,894円
10,000㎡	2,953,450円	2,955,344円	1,894円

#### ●近隣市などとの比較(各世帯標準的使用料)

(1カ月当たり、消費税抜き)

地域	1人世帯(8㎡)	2人世帯(16㎡)	3人世帯(21㎡)	4人世帯(25㎡)	5人世帯(30㎡)	6人以上世帯(35㎡)
三鷹市(改定後)	400円	896円	1,230円	1,574円	2,004円	2,489円
武蔵野市	450円	850円	1,110円	1,350円	1,650円	1,975円
調布市	350円	836円	1,258円	1,650円	2,140円	2,630円
多摩地区平均	482円	1,091円	1,578円	2,063円	2,668円	3,322円
23区内	560円	1,440円	2,020円	2,580円	3,280円	4,130円

#### ●各世帯への影響額

(1カ月当たり、消費税抜き)

世帯(排水量)	1人世帯(8㎡)	2人世帯(16㎡)	3人世帯(21㎡)	4人世帯(25㎡)	5人世帯(30㎡)	6人以上世帯(35㎡)
現行	400円	664円	917円	1,225円	1,610円	1,995円
改定後	400円	896円	1,230円	1,574円	2,004円	2,489円
基本使用料400円(8㎡まで)						
料金内訳(=@単価)		@62円×8㎡(9~16㎡) =496円	@86円×1㎡(21㎡) =86円	@62円×12㎡(9~20㎡) =744円	@86円×10㎡(21~30㎡) =860円	@97円×5㎡(31~35㎡) =485円
	差額	0円	232円	313円	349円	394円

※各世帯の排水量は、平成24年度生活用水等実態調査(東京都水道局)の平均使用水量による。